

浦安市宅地開発事業等に関する 条例施行規則(改正案)

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和8年2月2日(月)～3月3日(火)

浦安市都市政策部 都市計画課

意見募集概要

1. 件名

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（改正案）

2. 概要

市では、宅地開発事業等の手続及び宅地開発事業等に係る整備基準等を定めることにより、秩序あるまちの整備及び快適な生活環境の保全を図り、もって計画的なまちづくりを推進することを目的とする浦安市宅地開発事業等に関する条例を平成18年3月24日に、浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則を平成18年9月27日に制定し、現在まで運用しています。

現在まで運用している中で、事業者等の皆様に対し、より明確な運用などをしていくべくこのたび改正案を作成しました。

今回、この改正案についてお知らせし、皆さんから意見などを伺います。

これは、浦安市行政手続条例に基づく意見公募手続です。

3. 資料

新旧対照表

4. 担当課

浦安市都市政策部都市計画課

5. 募集期間

令和8年2月2日（月曜日）～3月3日（火曜日）

6. 資料の閲覧

市ホームページ、情報公開室（市役所10階）、都市計画課（市役所6階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

3月3日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

①直接提出 書面にまとめたものを都市計画課へ

②郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市役所都市計画課へ

③FAX・Eメール

タイトルを「浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（改正案）」とし、

FAX 047-353-4378、メール toshikei@city.urayasu.lg.jp へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します